

返戻金制度について

当組合の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人都合によりまたは就業規則違反等の責に帰すべき事由により解雇された場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとする。

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 入社後 1 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 100% |
| (2) 入社後 1 ヶ月以上、2 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| (3) 入社後 2 ヶ月以上、3 ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | 30% |

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があることとする。

但し、求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。また、求職者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

また、求職者が上記等の理由以外で専ら求人者の都合により退職することとなった場合にも、紹介手数料の返戻は行わないものとする。